

京都市高压ガス保安法施行細則を公布する。

平成30年2月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第38号

京都市高压ガス保安法施行細則

(目的)

第1条 この規則は、高压ガス保安法施行令、容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高压ガス保安規則及び国際相互承認に係る容器保安規則に定めるもののほか、高压ガス保安法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(容器再検査の申請)

第3条 法第49条第1項に規定する容器再検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 容器又は事業所の所在地
- (3) 容器の種類
- (4) 耐圧試験圧力（容器保安規則第2条第26号から第28号の2までに規定する耐圧試験圧力をいう。以下同じ。）
- (5) 容器の数量
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(附属品再検査の申請)

第4条 法第49条の4第1項に規定する附属品再検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 附属品又は事業所の所在地
- (3) 附属品の種類

- (4) 附属品が装置される容器に充填されるガスの種類
- (5) 耐圧試験圧力
- (6) 附属品の数量
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(充填場所の届出)

第5条 一般高圧ガス保安規則第8条第2項第1号りただし書、第8条の2第2項第2号へ及び第12条第2項第6号ただし書の規定による届出（同規則第11条第6号及び第7号並びに第12条の3第2項第1号に規定する基準に適合させるために必要な届出を含む。）は、次に掲げる事項を記載した届出書に充填しようとする場所の付近見取図その他市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 充填に使用する移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。）の使用の本拠の所在地
- (3) 充填しようとする高圧ガスの種類
- (4) 充填しようとする場所

(証票)

第6条 法第62条第6項に規定する証票は、京都市火災予防規則第2条に規定する消防公務証をもって充てるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)